

平成 28 年6月2日

株主各位

**第26回定時株主総会招集ご通知に関する
インターネット開示事項
(法令および定款に基づくみなし提供事項)**

定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち

(1) 事業報告のうち、

「会社の新株予約権に関する事項」

「会計監査人に関する事項」

「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」

「会社の支配に関する基本方針」

(2) 連結計算書類の「連結注記表」

(3) 計算書類の「個別注記表」

につきましては、法令及び当社定款第 15 条の規程に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://interworks.jp>)に掲載しておりますのでご高覧賜りますようお願い申し上げます。



株式会社インターワークス

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
当事業年度の末日において、当社役員が保有している、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権については、全て権利行使が完了いたしました。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権の状況等
該当事項はありません。

(2) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかわる会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、上場申請に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して監査役会は会計監査人の再任もしくは不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案致します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の順守ならびに資産の保全を目的として、以下のとおり「内部統制システム」の整備に関する基本方針を決定しました。当社及び当社の子会社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を常に評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①法令順守の観点から、これに反する行為等を早期に発見是正するための内部通報制度として、「公益通報の取扱いに関する規程」により、従業員はコンプライアンス上、疑義ある行為を認識した場合には公益者通報窓口へ通報する。また、取締役及び監査役は当該通報者を保護する体制を構築し、監査する。

②内部監査室を社長直轄とし内部統制に係るコンプライアンスの状況の監視に努める。定期的な内部監査の結果については、適宜監査役と情報交換を行い、内部監査報告書を代表取締役社長へ提出する。

③当社の従業員を対象にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの徹底を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報は、文書（電磁的方法により記録したものを含む。）の保存期間、管理の方法その他について、社内規程等に基づき、基幹システム、又は文書により適切に保存及び管理を行う。

②取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧することができ、当社の子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、「危機管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に管理するとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。

②リスクマネジメント委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社及び当社の子会社にまたがるリスク管理の具体的施策の実施活動を推進する。

③日々の業務遂行に係るリスクについては、各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努める。各事業部門に係るリスクについてはリスクマネジメント委員会を通じて取締役会に報告され、迅速かつ適切な措置を講じる。

④経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会に付議する。

⑤当社及び当社の子会社のリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、内部監査室が監査を行う。

⑥有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に留める体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じ臨時取締役会を随時開催する。これにより機動的に重要事項を審議し、意思決定を行う。

- ②取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保しなければならない。
 - ③取締役会は、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、これらに沿った具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、定期的に検証する。
 - ④取締役会は、会社及び各事業部門の業務の進捗状況を監督するとともに、より効率的な業務推進体制を構築する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社及び子会社の取締役は、法令及び社内規程に従い、財務諸表等の作成を行うとともに、会計監査人の監査業務遂行に協力する。また、財務報告に係る内部統制についても法令等に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - ②子会社に対して、取締役または監査役を派遣し、当社の経営方針を共有し意思決定が効率かつ迅速に行われる事を確保する。
 - ③子会社に対して「関係会社管理規程」に基づき子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において経営会議での審議、取締役会への付議等を行う。
 - ④内部監査室は、子会社の業務執行及び法令・定款の順守状況やリスク管理状況の確認等を目的として監査を実施する。
 - ⑤監査役は、業務監査を通じて子会社における業務の適正の確保を図る。
6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ①監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき従業員が要請された場合は、取締役は、監査役の職務を補助すべき従業員として適切な人材を配置しなければならない。
 - ②監査役の職務を補助すべき従業員につき、人事評価・人事異動・懲戒処分に処する場合には、人事担当責任者は事前に監査役会に報告するとともに、必要がある場合には、監査役会の承認を得る。
7. 6.の当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役の職務を補助する従業員が、その業務の遂行にあたっては、監査役の指示にのみ従う。
 - ②当該従業員が他の部署の従業員と兼務する場合は、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。
8. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ①取締役及び従業員は、法令に定める事項や全社的に重大な影響を及ぼす事項に加え、監査役の求めに応じて、内部監査の実施状況、個人情報の保護管理状況及びその内容等を速やかに報告しなければならない。
 - ②監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、重要情報を受けて、業務執行状況を把握する。
 - ③監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けることが無いよう、規程等を整備する。また、内部通報制度を通じて通報をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることがないように規程し運用を行う。

④子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は速やかに適切な報告を行う。

⑤当社に設置されている公益者通報窓口の存在及び利用方法等を子会社に対して周知する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役は、監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図る環境を提供する。

②監査役がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは当該の監査役の職務に必要なと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度のうち、基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①当社は、社内業務システムにおいて、倫理規程ならびに公益通報の取扱いに関する規程を掲載・告知を行う事とともに取締役および従業員に対して教育研修を実施し周知を行い、法令順守意識の定着に努めております。
- ②定時の取締役会を毎月1回行う事で、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の適正性および効率性を高めるため、社外取締役ならびに社外監査役が出席し重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。
- ③当社グループ内のリスク管理体制の適時見直しを行い、危機管理規程に基づき、各事業部門からの情報をリスクマネジメント委員会に集約し、リスクの未然防止と適時把握による拡大の防止等の対応を審議いたしました。
- ④監査役3名は、監査役会で策定された監査方針ならびに監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席しており、取締役の職務執行を監査しております。また常勤監査役は、定期的に代表取締役との間で意見交換を行っており、取締役の執行状況をはじめ、各事業部門の監査を内部監査室との連携を行い社内各事業部の監査にあたり取締役および従業員からの事情聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。
- ⑤内部監査室は、内部監査基本計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施いたしました。また関係会社管理規程に基づき、子会社における重要な事項を当社での経営会議にて審議・取締役会への付議を行いました。
- ⑥監査役、会計監査人および内部監査室は監査における状況または課題について定期的に意見交換を行っております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社グループでは、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について特に定めておりません。

連結計算書類

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 日本データビジョン株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	4年～8年

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	3年～5年（社内における利用可能期間）
---------------	---------------------

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 解約調整引当金

解約による損失に備えるため、既に計上した売上高のうち、個別に解約が見込まれる分は個別の解約による払戻予想見積額を計上し、その他は解約の実績率により解約による払戻予想見積額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については5年間の定額法により償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

当社は確定給付型の制度として、複数事業主制度としての総合設立型の厚生年金基金（全国情報サービス産業厚生年金基金）に加入しております。当該厚生年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

また、連結子会社は、退職一時金制度を採用しており、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合等支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結計算書類の組替えを行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 71,162千円

4. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

(単位：千円)

用途	種類	場所	金額
求人メディア	ソフトウェア	東京都港区	5,735
WEB 適性検査	ソフトウェア	東京都中央区	649
合計			6,385

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当連結会計年度において、上記の資産につきまして収益性が低下し、投資額の回収が見込めなくなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピング方法

当社グループは、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は事業計画を基に使用価値により算定しております。ただし、上記資産については回収可能価額を零として算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式（株）	4,816,000	4,952,000	—	9,768,000

(変動事項の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 4,846,000株

新株予約権行使による新株発行 106,000株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式（株）	52,533	52,571	—	105,104

(変動事項の概要)

普通株式の自己株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 52,552株

単元未満株式の買取請求による増加 19株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月8日 臨時取締役会	普通株式	166,721	35	平成27年3月31日	平成27年6月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	217,415	22.50	平成28年3月31日	平成28年6月3日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 44,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であり、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日です。長期借入金（原則として5年以内）は運転資金及び事業投資に係る資金調達です。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（顧客の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握し、適切に不良債権の発生軽減に努めております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、財務・経理部が適切に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,865,091	1,865,091	—
(2) 売掛金	578,252	578,252	—
(3) 投資有価証券	2,174	2,174	—
資産計	2,445,518	2,445,518	—
(1) 買掛金	200,094	200,094	—
(2) 未払金	131,023	131,023	—
(3) 未払法人税等	137,080	137,080	—
(4) 長期借入金(※)	24,084	24,050	△33
負債計	492,282	492,249	△33

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、並びに (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金 (1年内返済予定分を含む)

長期借入金は元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,865,091	—	—	—
売掛金	578,252	—	—	—
合計	2,443,344	—	—	—

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	22,236	1,848	—	—	—	—

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 223円54銭

(2) 1株当たり当期純利益 53円40銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、平成27年12月1日付で行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

計算書類

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～8年

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分）

3年～5年（社内における利用可能期間）

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 解約調整引当金

解約による損失に備えるため、既に計上した売上高のうち、個別に解約が見込まれる分は個別の解約による払戻予想見積額を計上し、その他は解約の実績率により解約による払戻予想見積額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 41,172千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 6,843千円

② 短期金銭債務 929千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 23,594千円

仕入高等 9,240千円

営業取引以外の取引高 83,789千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産

(単位：千円)

用途	種類	場所	金額
求人メディア	ソフトウェア	東京都港区	5,735
合計			5,735

② 減損損失の認識に至った経緯

当事業年度において、上記の資産につきまして収益性が低下し、投資額の回収が見込めなくなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 資産のグルーピング方法

当社グループは、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は事業計画を基に使用価値により算定しております。ただし、上記資産については回収可能価額を零として算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 105,104株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税	7,830千円
未払事業所税	758千円
解約調整引当金	1,339千円
その他	229千円

繰延税金資産（流動）の純額 10,158千円

繰延税金資産（固定）

減価償却超過額	2,781千円
一括償却資産超過額	136千円
貸倒引当金繰入超過額	4,277千円
その他	3,205千円

繰延税金資産小計 10,400千円

評価性引当額 △3,067千円

繰延税金資産合計 7,333千円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金 △451千円

計 △451千円

繰延税金資産（固定）の純額 6,881千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等 子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子会社	日本データビジョン株式会社	所有 直接 100.0%	役員の兼任 人材紹介、 ソリューション 商品の販売 採用関連業務委託 管理業務の受託	管理業務の 受託	51,430	未 収 金	4,449

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 取引条件の決定については、市場価格を参考に取引価格を決定しております。

(2) 個人 役員

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
役員	星 幸宏	当社 取締役	被所有 直接 0.2%	当社取締役	ストック オプションの 権利行使 (注) 1	10,250	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 平成18年11月6日開催の取締役会決議、平成19年3月29日開催の取締役会決議及び平成20年5月13日開催の取締役会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。
2. 星 幸宏氏は、平成27年6月25日に当社取締役を退任しており、上記の内容は当事業年度の在任期間に係るものです。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 205円89銭
- (2) 1株当たり当期純利益 47円99銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、平成27年12月1日付で行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。